

静岡大学における成績評価に関するガイドライン

令和5年11月30日
全学教育内部質保証委員会決定

1. ガイドラインの趣旨

静岡大学における成績評価に関するガイドラインは、教員が学生の学修成果を適切に評価するための指針として全学で統一的な目安を定めることにより、本学が行う教育の質を担保することを目的とする。

2. 成績評価分布の目安

成績評価においてSは15%以内、S+Aの合計割合が40%以内を目安とする。ただし、次に掲げる授業科目（以下「除外科目」という。）においては、この限りではない。

- (1) 20名未満の授業科目
- (2) 語学科目、演習、実験、実習、実技、ゼミナール、卒業研究、特別研究
- (3) (1)、(2)のほか、学部・学科等で定める科目

なお、除外科目においても、成績評価の方法や到達目標が適切であるかを学部・学科等で確認するとともに、客観的、公正な成績評価に努めるものとする。

※ (3) については、シラバスに記載する等、学生にあらかじめ周知すること。

附 記

このガイドラインは、令和6年4月1日から実施する。